

## 滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年12月24日(火) 9時30分～11時30分
- 2 場所 滋賀県大津合同庁舎7階 7-B会議室
- 3 議題 管理型最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、奥村委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員

### 5 議事概要

(事務局)

資料1により、事業概要およびこれまでの経緯について説明。

資料3により、滋賀県関係所属意見を紹介。補足事項は下記のとおり。

- ・ 資料3の滋賀県関係所属意見において、複数の課から、活断層や地震に関する意見が出されているが、地震に対する構造上の安全性については、最終処分場に係る技術上の基準として、廃棄物処理法に基づき審査されるものことから、環境影響評価の手続きの中で審査・評価するものとは考えていない。
- ・ 必要な構造上の安全性を有していない場合には、廃棄物処理法に基づく許可を受けることができないこととなる。
- ・ 環境影響評価では、事業が実施された場合の環境に与える影響を評価するものであるため、構造上の安全性については他法令で確認されることを前提としての議論をお願いする。

資料4により、大津市長意見を紹介。

欠席委員からの意見を下記のとおり紹介。これらの意見は方法書段階に係るものと考えられるため、事務局としては今後の手続きの中で事業者との協議や指導をしていきたい。

- ・ 本事業の事業実施想定区域の近くで行われた「大津北部クリーンセンター整備事業」における調査では、本事業の事前自然環境調査で確認された種数より多くの水生生物種が確認されていることから、本事業における調査においても十分な調査が必要である。
- ・ ツキノワグマやニホンカモシカについては、餌環境や他の動物との相互作用により人里付近も生息圏となりうることから、方法書において調査の対象種とすべきである。

資料2および環境影響評価の参考資料として事業者が任意で作成された自然環境調査報告書については、事業者から説明をお願いする。

(事業者)

資料2および自然環境調査報告書について説明。

事前自然環境調査報告書については、現状の自然状況を把握することを目的に自主的に実施したものである。調査結果は生活環境影響評価に活用する予定である。

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

廃棄物の受入れ先はどのように想定しているか。

廃棄物の中身の確認はどのように行うか。

埋立容量は約 170 万 m<sup>3</sup> とのことだが、何年にわたって廃棄物を受入れることを想定しているか。

(事業者)

受入れる廃棄物は県内で発生したものを重視しており、半分以上は県内のものを受入れることを想定している。

契約先に対して廃棄物のデータの提出を求めるとともに、営業担当者が契約先で廃棄物の確認や必要に応じた分析を行い、受入基準を満たしていること、特別管理産業廃棄物に該当しないことを確認する。また、持ち込まれた廃棄物の展開検査も行う。

約 170 万 m<sup>3</sup> から、構造物の体積を引いた約 140 万 m<sup>3</sup> が廃棄物の埋立容量となる。その容量の廃棄物を 10～15 年の間にわたって受け入れる計画である。

(委員)

災害時においては短期間で大量の廃棄物が発生することから、災害廃棄物を受入れた場合には、廃棄物の受入れ可能な期間が短くなることが想定される。事業の目的として災害廃棄物の処理への貢献を挙げておられたが、災害廃棄物の受入れと現時点での受入れ計画のどちらを優先するつもりか。

(事業者)

万が一県内で災害が起こった場合には、災害廃棄物の受入れを優先し、当初計画していた廃棄物を受入れないことになる。すでに受入容量を契約している場合には、グループ企業の(株)ヤマゼン最終処分場で代替して受入れする等の対応を検討する予定である。

なお、(株)ヤマゼン最終処分場においては、事業者が伊賀市と災害廃棄物の受入協定を結んでいる。本事業においても同様に、地元の途中自治会や伊香立学区、大津

市、滋賀県と、災害廃棄物の受入協定を結ぶ予定である。

(委員)

この事業地が最初に開発されたときに地域の文化財および伝承文化の状況について調査は行われていたか。また、その調査結果の報告はあるか。

また、掘削する中で遺跡等が発掘されたことはあるか。

(事業者)

昭和 30 年頃の開業当時には、砂防法や森林法に基づく申請に必要な調査は行っているものの、環境影響評価の手続きで求められるような文化財や伝承文化の状況についての調査は行っていないと思われる。また、掘削する中で遺跡等が発掘されたという情報はない。

(会長)

特別管理産業廃棄物である廃石綿とその他の産業廃棄物では取り扱いにどのような違いがあるか。

(事業者)

特別管理産業廃棄物の廃石綿については、2重で袋に入れて、袋のまま埋めることになる。また、最終処分場のどの位置のどの高さに廃石綿を埋めたかについて、埋立位置を記録に残して管理する必要がある。

(委員)

浸出液処理設備の建屋の大きさや面積などは具体的に想定しているか。

(事業者)

まだ具体的には想定していない。浸出液処理設備の最大処理能力が 280m<sup>3</sup>/日で、活性汚泥方式を採用することから、浸出液処理設備は 2,000m<sup>2</sup>程度の面積が想定される。また、約 4,000 トンの浸出液調整槽を設置する予定のため、調整槽の水深を 5m で想定するとは約 800 m<sup>2</sup>となる。

(委員)

事業実施想定区域は花折断層の直上に位置している。最終処分場の地震に対する構造上の安全性については他法令に基づき審査されることになるが、万が一最終処分場からの浸出液が地下に浸透した場合を想定し、地下水が断層に制限されてどのように

流れるかを踏まえた調査、予測および評価を行うことは環境影響評価の手続の中で行うべきものと考えられる。このことについてはどのように考えているか。

また、採石場において断層は表れていないか。

(事業者)

今の段階では、断層の調査を行い、位置の特定などを行っていきたいと考えている。そのうえで、水処理施設を西側に配置する、地下水の下流側に止水版を埋め込む、塑性型の遮水シートを用いるだけでなく最終処分場の底盤部に1～2m程度のベントナイト層を設けるなどの措置を検討したい。

なお、既存の花折断層の調査においては、事業実施想定区域周辺では断層の詳細な位置が不明とされており、採石場において破碎帯は見られなかったと聞いている。

(委員)

ボーリング調査を行う際には縦方向と斜め方向のボーリングを組み合わせるなどして、断層の有無を明確にしていきたい。

浸出液が地下に浸透した場合を想定して環境への影響を調査、予測および評価するにあたっては、地形のみでなく断層の影響を踏まえて複数条件を設定して行う必要がある。例えば、地形のみを考慮に入れば東に流れることが想定されるが、断層により遮水構造ができていた場合には南側の京都方面に流れる可能性があることも想定した調査、予測および評価が必要である。

(会長)

本来、複数案の設定は、事業計画の中で環境に対して重大な影響を与えうる内容について行うべきものである。事業実施想定区域の近傍に活断層があることを鑑みれば、活断層の存在を踏まえた施設の配置計画等について複数案を設定するなどが本来の趣旨ではないか。

また、複数案の検討は、重大な影響を受ける環境要素について行うべきものである。浸出液処理施設について複数案を検討するのであれば、河川の水質への影響などの環境要素について検討されることが一般的と考えられるが、どのような影響を想定して騒音についての検討が行われたのか。

(事業者)

地震を考慮した構造等の複数案については、法的な構造上の基準を逸脱することはできないため、設定することができなかった。そのため、地域住民に対する配慮を重視した結果、浸出液処理施設の配置についての複数案を設定することとした。浸出液

処理施設は活性汚泥法を採用する予定であり、エアレーション等による騒音・振動の発生による住居等への影響を想定している。

また、水質への影響の観点からも、A案の方が適切であると判断している。A案およびB案ともに急こう配の山間部を放水管が通ることになるが、A案においては処理済水の放水管が、B案においては汚水の放水管が当該箇所を通ることになる。災害等による放水管の破損等を想定した場合、B案では汚水が漏洩してしまうこととなるが、A案では処理済水が漏洩するのみであり、A案を選択することにより環境への影響を小さくすることができると考えている。

(会長)

全国的にも、複数案の設定の仕方については、制度として見直しを検討すべき時期に来ていると考えられる。事務局においても複数案の設定の在り方を検討していただきたい。

(事務局)

事務局としても、複数案の設定の在り方を検討していきたい。

(委員)

事業実施想定区域周辺は天津市景観計画において山地景観地域や田園集落景観地域として設定されている。しかし、配慮書では天津市の景観計画について言及がされず、事業実施想定区域周辺の地域でどのような景観を守らなければならないのか、前提となる考え方や方向性が整理されていない。方法書段階においては、山地景観地域や田園集落景観地域として求められる考え方や方向性について整理して記載するとともに、それを踏まえた眺望点の設定をお願いしたい。

また、配慮書の3-140にも記載されているが、事業実施想定区域は風致地区に指定されており、基本的に新規開発は避けなければならない地域である。事業実施想定区域は開発済の土地ではあるが、風致地区の開発条件を踏まえて調査、予測および評価をしていただきたい。

(事業者)

配慮書において天津市景観計画等について言及できていなかったことに関して、今後の手続の中では整理していきたい。

なお、現在事業実施想定区域は、芝を植えて緑化をしているものの、採石跡地として山がえぐられた状態となっている。地元からの要望もあり、事業実施想定区域を廃棄物や土壌などによる埋め戻しを行うことで、できる限り元の山の形状に戻す方向で地元と協定を結んでいる。

また、本事業は最終処分場の建設事業であることから、直ちに高木を植栽して景観的に遮蔽することは法面や排水側溝を痛めるなどの問題がある。そのため、埋め立てされた面が上がるごとに低木等を植栽していくことで段階的な緑化を行っていく計画である。また、緑化にあたっては郷土樹種を用いる予定である。段階的な緑化により、埋立て完了段階だけでなく、埋立ての途中段階においても緑化された状態となるよう計画している。

(委員)

段階的な緑化について、非常に評価できるものである。

高木の植栽は技術上難しいことであると思うが、高木の植栽による遮蔽は景観上重要である。高木で遮蔽できる箇所を事業実施想定区域のどの部分にとることができるかを初期段階から見据えて計画を立てることで、より良い計画ができると考えられる。

(委員)

事業実施想定区域は、現状として急斜面となっているが、現状からさらに掘削を行う予定はなく、現状からの埋め戻しを行っていくという理解でよいか。

(事業者)

安定した勾配としなければならないため、一部は掘削を行い人が歩ける程度の緩やかな勾配とした後に、埋め戻しを行っていくことになる。

(委員)

底盤・側面を遮水することだが、そこからは水は浸透しないと考えてよいか。遮水シートが破れた場合にはどのように対応するか。

(事業者)

底盤部の下はすぐに硬い岩盤となっているため、岩盤の上にアスファルトを敷いたうえで2重構造の遮水工を行う予定である。さらに、断層の影響も考慮し、遮水工が割れた場合の備えとして、その上にベントナイト（粘土）の層を設ける予定である。また、側面は遮水シート等で遮水工を行う予定である。

上流と下流に観測井戸を設け、地下への浸透を監視する予定である。遮水シートを破ってしまうことは埋め立ての初期段階に起こりやすいが、岩盤のうえにアスファルトを敷くことによりこれを防ぐとともに、埋め立て初期段階における遮水シートの破損は掘り返して修復する。また、遮水シートには破損した際に備えて、自己修復する層を有するものを用いる予定である。

(委員)

大雨が降った場合の対応はどのように考えているか。

(事業者)

大雨の際に最終処分場から大量の浸出液が出ることを想定し、これを貯留する調整槽を設置する予定である。また、最終処分場からの浸出液はポンプアップにより調整槽に入ることとなるが、万が一調整槽の容量を超える浸出液が出るような場合にはポンプアップを停止して最終処分場内で一時的に貯留することにより、系外へ流出しないよう対応する予定である。

(委員)

最終処分場の遮水設備が破れた場合の備えの一つとして遮水シートに電極を埋め込んでどの部分が破れたかをモニタリングできるようにする方法もあるが、先ほどの説明の中では自己修復する層を有するシートを用いるということであり、これはモニタリングと修復を前提としない頑強な構造を選択されたものとして評価できる。地下へ浸出液が浸透した場合の対策は環境影響評価の観点から重要であるため、その対策についての選択の経過等についても配慮書に記載されるとより良かったものと考えられる。

(委員)

配慮書の2-11に、搬入台数として30～50台程度と記載されているが、採石事業とは別に30～50台程度の台数が増えるという理解でよいか。

(事業者)

採石事業等とは別に、最終処分場の建設により30～50台程度の台数が増える見込みということである。ただし、配慮書2-8にあるように、事業実施想定区域内には現在がれき類保管場所等が存在している。これらは最終処分場の建設に伴い廃止になり、この施設に運搬する車両の台数は減ることになるが、減少分の台数は評価に含まれていない。

(委員)

配慮書3-26に記載されているとおり、事業実施想定区域は地質の境界に位置し、異なる地質が接触して存在している。採石の過程で地質の境界が現れたことはあったか。

(事業者)

事業実施想定区域では、一品目ではなく、複数品目の岩石等を採石できたと聞いている。このことから、異なる地質が折り重なって存在していたのではないかと考えている。

(委員)

配慮書 3-26 によると事業実施想定区域では火成岩と堆積岩が接触しており、その部分で接触変性作用が見られる可能性がある貴重な地質である。その地質をジオサイト等として活用できれば有意義なのではないか。最終処分場の埋め立て後はどのように計画しているか。

(事業者)

埋め立て後は緑化を行い、公園や防災拠点などとして地元住民の方に活用いただける施設として整備していければと検討している。なお、埋め立て後の土地は地盤として強い傾向があるとともに、排水処理施設等も備えられていることから、防災拠点となりうる要素を備えていると考えている。ジオサイト公園のような活用の可能性も検討していきたい。

(会長)

当該最終処分場での産業廃棄物の受け入れ期間は 10～15 年で計画されていることから、埋め立て後の跡地の活用はそれほど遠い未来の話ではないので、早い段階で具体的に検討されるとより良い計画になると考えられる。

(会長)

他に意見がないことを確認したため、本日の審査はこれで終了とする。

以上